

綾部市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、職員の職務の執行に関する不当要求行為等に対し適正に対処するため、不当要求行為等がなされた場合の対応等に関し必要な事項を定めることにより、職員の公正な職務の執行を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項に規定する特別職のうち市長、副市長及び教育長をいう。
- （2）要望等 職員以外の者が職員に対して行う本市の業務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為をいう。
- （3）不当要求行為等 要望等のうち公正な職務の執行を損ない、又は損なうおそれがある次に掲げる行為をいう。

ア 市が行う行為に対し、正当な理由なく特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為

イ 市が行う行為に対し、正当な理由なく職務の執行を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為

ウ 職員の採用その他の人事に関し、正当な理由なく特定の処分その他の行為を要求する行為

エ 職員に対し、正当な手続を経ることなくその職務上知り得た情報の提供を求める行為

オ 正当な理由なく、職員を長時間拘束し、又は面会を要求する行為

カ 職員に対し、自らの要求を実現するため、暴力的行為その他社会的常識を逸脱した手段を用いる次の行為

（ア）身体の一部や器具等を使って、故意に職員を傷つけようとする行為

（イ）反論し得ない状況に追い込み、恐怖を感じる程度の強迫行為

（ウ）正常な業務が遂行できない程度の喧騒行為

（エ）粗野又は乱暴な言動により嫌悪の情を抱かせる行為

（オ）正当な権利行使を装い、金銭又は権利を不当に要求する行為

キ アからカまでに掲げる行為のほか、市の事務事業の適正な執行又は庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる、又はそのおそれのある行為

（市の責務）

第3条 市は、不当要求行為等に対して適切な措置を講じるとともに、公正な職務の執行を確保するために必要な体制を整備しなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、常に法令等を遵守し、公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、要望等の内容を誠実に受け止め、適切に対応しなければならない。

3 職員は、不当要求行為等が行われた場合（不当要求行為等が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、これを拒否しなければならない。この場合において、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶと危惧される場合には、管理監督者（当該職員を管理監督する地位にある職員をいう。以下同じ。）の指示又は職員自らの判断により複数人で対応するとともに、警察への通報その他の必要な措置を講じなければならない。

4 職員は、不当要求行為等（そのおそれがあるものを含む。）を受けたときは、その内容を記録し、管理監督者に報告しなければならない。

（管理監督者の責務）

第5条 管理監督者は、所属に対する不当要求行為等の認知に努め、これを認知したとき、又は前条第4項の報告を受けたときは、適法かつ公正な職務を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 管理監督者は、前条第4項の報告の内容及び前項の規定により講じた措置について、綾部市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）に報告しなければならない。

（市民等の責務）

第6条 何人も、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

（要望等への対応）

第7条 職員は、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）以外の方法により受けたときは、その内容を記録しなければならない。

2 職員は、前項の規定により記録した要望等の内容を管理監督者に報告しなければならない。

（対策委員会）

第8条 本市における不当要求行為等への対策を統一的行うため、対策委員会を設置する。

2 対策委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）不当要求行為等への組織的対応に関すること。

（2）不当要求行為等に係る情報交換、情報共有及び連絡調整に関すること。

（3）警察等関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、不当要求行為等への対策に関し必要な事項に関すること。

3 対策委員会は、第5条第2項の報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び当該不当要求行為等に対し執るべき措置を協議検討し、その結果を市長及び当該報告をした管理監督者に通知するものとする。この場合において、対策委員会は、当該対応方針及び措置について綾部市不当要求行為等審査会（以下「審査会」という。）に調査審議を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(審査会)

第9条 市に対する不当要求行為等に適切に対処し、公正な職務の執行を確保するため、審査会を設置する。

2 審査会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第3項後段の規定により審査会に求められた事項について調査審議すること。

(2) 不当要求行為等に対して市長が執るべき措置について意見を述べること。

3 前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為等に対する措置)

第10条 市長は、対策委員会から第8条第3項の通知を受けたときは、当該通知に基づき、当該不当要求行為等の行為者に対し、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、当該不当要求行為等が止まないときは、当該不当要求行為等の行為者の氏名又は名称、不当要求行為等の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該不当要求行為等の行為者に対し公表をする旨を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該不当要求行為等が第2条第3号カに該当するときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。